

国立研究開発法人物質・材料研究機構

キャリア形成職員退職手当規程

平成20年3月31日

20規程第45号

改正：平成21年 3月 9日 21規程第21号

改正：平成22年 3月29日 22規程第23号

改正：平成25年 1月29日 25規程第 2号

改正：平成26年 1月28日 26規程第12号

改正：平成27年 3月24日 27規程第48号

改正：平成28年 2月16日 28規程第 3号

改正：平成29年12月26日 29規程第63号

改正：令和2年2月25日 2020規程第 9号

改正：令和3年3月15日 2021規程第18号

改正：令和4年9月26日 2022規程第55号

改正：令和5年3月28日 2023規程第94号

改正：令和6年3月18日 2024規程第 7号

改正：令和6年8月21日 2024規程第43号

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号。以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、就業規則第1条に定めるキャリア形成職員で国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程（平成20年3月31日 20規程第17号。以下「キャリア形成職員給与規程」という。）第10条第2項第1号、第2号及び第3号の適用を受ける職員（国、地方公共団体、国立大学法人及び団体の職員であって、その身分を保有したまま派遣され又は出向してきた者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当について基準を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡により退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

- 一 職員として引き続き在職した期間が6月未満の場合（第4条第1項第1号に該当する場合に限る。）
- 二 国立研究開発法人物質・材料研究機構職員人事規程（平成18年3月31日18規程第6号。以下「職員人事規程」という。）第3条第1項第1号に該当するために就業規則第52条第2項の規定により解雇された場合

- 三 就業規則第70条第1号の規定により懲戒解雇された場合（以下「懲戒解雇」という。）
- 2 退職手当のうち、第9条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。
- 一 第4条第1項第1号の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第4条第1項第1号に規定する者のうち、傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- 二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で理事長が定めるもの
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。
- 4 退職手当は、本人又はその遺族の指定する預貯金口座に振込むことによって支払う。ただし、この場合、法令等により控除すべき額があるときはそれを控除した額とする。
- 5 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支給する。ただし、死亡により退職した場合で退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、次条又は第15条に該当する場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（役員就任時の退職手当）

第3条 職員が理事長の要請に応じ職員に復帰することを前提に役員になるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には退職手当は支給しない。

2 前項の規定により退職手当の支給を受けなかった者が、職員に復帰することなく定年に達する年度の末日まで役員の身分を継続したとき（次項ただし書きに規定する場合を除く。）は、職員としての引き続いた在職期間について、定年に達した年度の末日から起算して1月以内に退職手当を支給する。

3 第1項の規定により退職手当の支給を受けなかった者が、定年に達する年度の末日までに役員を退職し、又は解任され、かつ、職員に復帰しなかったときは、役員の身分を失った日から1月以内にその者（死亡により退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、その者が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定により役員を解任されたときは、その者には退職手当は支給しない。

（退職手当の額）

第4条 次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職した者に対する退職手当の額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表1に掲げる割合を退職した日におけるその者の本給月額（キャリア形成職員給与規程第10条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する本給表の本給月額をいう。ただし、就業規則第58条の2に規定する育児短時間勤務の期間中の退職手当の計算の基礎となる本給月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき本給月額とする。以下「退職日本給月額」という。）に乗じて得た額（以下「基本額」という。）に、第9条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 就業規則第50条第3号の規定により自己都合退職した場合、又は同規則第52条第1項第1号（懲戒解雇を除く。）から第3号又は第5号、若しくは同条第2項第1号のいずれかの規定により解雇された場合

二 就業規則の規定により雇用期間が満了し退職した場合、定員の減少、組織の改廃（第4号に規定する場合を除く）若しくは勤務していた事業所の移転により退職した場合、業務外の死亡により退職した場合、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）により退職した場合

三 業務外による傷病により退職した場合（前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。）

四 就業規則第52条第1項第4号の規定により解雇された場合又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した場合

2 前項第4号に掲げる事由により退職した者のうち、前項の規定に基づく支給額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を退職した日におけるその者の本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に乗じて得た額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
1年未満	2. 7
1年以上2年未満	3. 6
2年以上3年未満	4. 5
3年以上	5. 4

3 前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職した日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合には適用しない。

（本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定（本給月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日本給額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」の取扱いについては、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号。以下「改正法」という。）が施行された後の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「国家公務員退職手当法」という。）第5条の2第2項の規定を準用する。

（勸奨退職者等に対する退職手当の基本額）

第6条 勸奨に応じて退職した職員に対する退職手当の基本額は、第4条第1項第2号の規定に基づく支給割合による額とする。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第7条 第4条の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職日本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（諭旨退職の退職手当）

第8条 就業規則第70条第2号の規定による諭旨退職の場合（退職した後、在職期間中の行為に関し諭旨退職相当との決定がされた場合を含む。）の退職手当の支給額は、第4条第1項第1号に基づく基本額の2分の1以内の額とする。

（退職手当の調整額）

第9条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額がもっとも多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 70,400円
- 二 第2号区分 65,000円
- 三 第3号区分 59,550円
- 四 第4号区分 54,150円
- 五 第5号区分 43,350円
- 六 第6号区分 32,500円
- 七 第7号区分 27,100円
- 八 第8号区分 21,700円
- 九 第9号区分 0

2 第1項に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものは、前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- 4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付する方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

- 3 在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数（当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。）の第1号から第3号までは2分の1、第4号及び第5号については3分の1、第6号から第8号まではその全期間に相当する期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 就業規則第45条第1項第1号から第9号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）の期間

二 就業規則第70条第4号の規定による出勤停止の期間

三 国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成20年3月31日 20規程第44号）による育児休業又は出産時育児休業の期間。なお、出産時育児休業から連続して育児休業をしている場合は、育児休業と出産時育児休業を通算することとし、出産時育児休業開始日を当該休業開始日とする。

四 前号のうち、育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間

五 就業規則第58条の2の規定による育児短時間勤務の期間

六 就業規則第45条第1項第10号の規定による休職の期間

七 就業規則第58条の3の規定による配偶者同行休業の期間

八 就業規則第58条の4の規定による自己啓発等休業の期間

- 4 第1項から第3項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

(国等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に雇用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に雇用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等」という。）に雇用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、第10条第1項にいう職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の要請に応じて、引き続いて職員となるため退職をし、かつ、引き続いて職員となった者の第10条第1項にいう在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するものとする。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をした場合、又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。
- 5 第2項の規定に該当する職員のうち、前項に該当する者以外の者がやむを得ない事由により退職した場合の退職手当の額については、当該退職した日に国家公務員等に復帰し、国家公務員等として退職したと仮定した場合の、国家公務員等としての在職期間を職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 6 職員が引き続いて定年制職員になった場合には、職員としての在職期間は定年制職員の在職期間とみなされるため退職手当は支給しない。

(役員から引き続いて職員となった者の在職期間)

第12条 職員のうち、役員（非常勤役員である者を除く。本条において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間（前2条により職員の在職期間に通算し又は職員の在職期間とみなす期間を含む。）は、第10条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職手当の支給を受けている場合を除く。

- 2 役員が職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、役員の退職手当の支給を受けている場合を除く。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第2条及び第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
 - 4 次に掲げる者は、この規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が法人の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒解雇処分を受けて退職をした者
- 二 キャリア形成職員就業規則第52条第2項の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

- 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが法人の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- 二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職

手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分（以下、「支払差止処分」という。）を行うことができる。

4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行ったときは、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額

の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第18条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第14条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。) が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第3項までに規定する場合を除く。) において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以

下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

5 第14条第2項並びに第17条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

（退職手当審査会への諮問）

第20条 理事長は、第16条第1項第2号若しくは第2項、第17条第1項、第18条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第16条第2項、第18条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を

求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（在職期間の取扱いに関する特例）

第21条 退職した者で、引き続き別表2に定める法人（以下「法人等」という。）の職員となり、その者の在職期間が法人等の規定により通算されることと定められている場合には退職手当は支給しない。2 職員のうち、法人等を退職し、退職手当の支給を受けず引き続いて職員になった者については、法人等の職員としての在職期間の始期から終期までの期間を、第10条第1項にいう職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 前2項の退職手当の支給については、法人等と必要に応じて協議するものとする。

（国立大学法人等から採用される者の退職手当に関する特例）

第22条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国立大学法人法」という。）第2条第1項に規定する法人をいう。）、大学共同利用機関法人（国立大学法人法第2条第3項に規定する法人をいう。）及び国立研究開発法人（通則法第2条第1項に規定する法人をいう。以下「国立大学法人等」という。）を退職し、国立大学法人等より退職手当の支給を受け、退職日又はその翌日に職員に採用された者について、職員として採用する時に理事長が特に必要と認めたときは、国立大学法人等において支給を受けた退職手当の根拠となる在職期間を限度として、当該職員の退職手当の在職期間に加算できるものとする。

2 前項の適用を受ける者の退職手当は、前項の在職期間を通算して計算した退職手当から、国立大学法人等において支給を受けた退職手当に別に定める金利を複利計算で加算した金額を差し引いた金額とする。

（実施に関し必要な事項）

第23条 この規程の実施のための手続きその他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第4条第4項の規定により退職手当が支給されなかった者が、引き続き職員として在職し退職した場合には、平成18年3月31日以前の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を職員の在職期間とみなす。

3 整備法附則第2条第2項の適用を受けた者が、引き続き職員として在職した後、国家公務員等となるため退職した場合に当該職員としての在職期間が国家公務員等の在職期間に通算されることが定められているときは、第2条第1項本文の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

- 4 施行日の前日以前における第10条第3項各号（第11条第3項の規定により準用する場合を含む。）に掲げる期間に相当する期間がある場合には、同項各号に掲げる期間とみなし、同項を適用し当該在職期間から除算するものとする。
- 5 特定独立法人以外の独立行政法人となる前の独立行政法人物質・材料研究機構の職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第8条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間の計算については、第11条第1項の規定を準用する。
- 6 退職した者の基礎在職期間中に本給月額の減額改定によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程等の適用を受けたことがあるときは、この規程による本給月額には、当該差額を含まないものとする。
- 7 職員がこの規程の適用を受け退職した場合において、その者がこの規程の適用を受ける前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、平成18年3月31日以前の国家公務員退職手当法の規定により計算した退職手当の額が、この規程により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 8 職員が新制度切替日以後、平成21年3月31日までの間にこの規程の適用を受け退職した場合において、その者の退職手当額が平成18年3月31日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして平成18年3月31日以前の国家公務員退職手当法の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 一 退職した者でその勤続期間が25年以上の者は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
- イ この規程第9条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
- ロ 定年制職員退職手当規程による退職手当額から平成18年3月31日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして平成18年3月31日以前の国家公務員退職手当法の規定により計算した退職手当額を控除した額
- 二 平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
- イ この規程第9条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- ロ 定年制職員退職手当規程による退職手当額から平成18年3月31日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして平成18年3月31日以前の国家公務員退

職手当法の規定により計算した退職手当額を控除した額

三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

イ この規程第9条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 定年制職員退職手当規程による退職手当額から平成18年3月31日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして平成18年3月31日以前の国家公務員退職手当法の規定により計算した退職手当額を控除した額

9 第7項及び前項に基づく退職手当の支給については、改正法附則第3条から第6条の規定を準用する。

10 職員の退職手当に関することは、この規程に定めるもののほか、当分の間は国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令に準拠し取り扱うこととする。

附 則（平成21年3月9日 21規程第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第23号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月29日 25規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年1月31日から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項中「別表1に掲げる割合」とあるのは、この規程の施行の日から平成25年9月30日までの間においては、「別表1に掲げる割合に87分の98を乗じた割合」と、平成25年10月1日から平成26年7月1日までの間においては、「別表1に掲げる割合に87分の92を乗じた割合」とする。

3 独立行政法人物質・材料研究機構キャリア形成職員退職手当規程（平成20年3月31日20規程第45号）附則第7項中「退職手当の額が」を「退職手当の額に100分の87を乗じた額が」とする。

附 則（平成26年1月28日 26規程第12号）

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第48号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16日 28規程第3号）

この規程は、平成28年2月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月26日 29規程第63号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和2年2月25日 2020規程第9号）

この規程は、令和2年2月25日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 2021規程第18号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（キャリア形成職員退職手当規程）

附 則（令和４年９月２６日 ２０２２規程第５５号）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２８日 ２０２３規程第９４号）

（施行期日等）

- １ この規程は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ 当分の間、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した職員に対する退職手当の額は、第４条第１項第２号による退職事由を適用する。
- ３ キャリア形成職員給与規程附則（令和５年３月２８日 ２０２３規程第９２号）第２項の規定による職員の本給月額の改定は、本給月額の減額改定に該当しないものとし、第５条に規定する特例の対象とする。

附 則（令和６年３月１８日 ２０２４規程第 ７号）

この規程は、令和６年３月１８日から施行する。

附 則（令和６年８月２１日 ２０２４規程第４３号）

この規程は、令和６年９月１日から施行する。

別表 1

勤続期間	第4条第1項の退職事由			
	第一号	第二号	第三号	第四号
	自己都合等	雇用期間満了、勤務 箇所の移転、業務外 死亡等	業務外傷病	業務上の都合、業務 上傷病・死亡
6月未満	0	0.837	0.837	1.2555
6月以上1年	0.5022			
2年	1.0044	1.674	1.674	2.511
3年	1.5066	2.511	2.511	3.7665
4年	2.0088	3.348	3.348	5.022
5年	2.511	4.185	4.185	6.2775
6年	3.0132	5.022	5.022	7.533
7年	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8年	4.0176	6.696	6.696	10.044
9年	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10年	5.022	8.37	8.37	12.555
11年	7.43256	11.613375	9.2907	13.93605
12年	8.16912	12.76425	10.2114	15.3171
13年	8.90568	13.915125	11.1321	16.69815
14年	9.64224	15.066	12.0528	18.0792
15年	10.3788	16.216875	12.9735	19.46025
16年	12.88143	17.890875	14.3127	20.8413
17年	14.08671	19.564875	15.6519	22.22235
18年	15.29199	21.238875	16.9911	23.6034
19年	16.49727	22.912875	18.3303	24.98445
20年	19.6695	24.586875	19.6695	26.3655
21年	21.3435	26.260875	21.3435	27.74655
22年	23.0175	27.934875	23.0175	29.1276
23年	24.6915	29.608875	24.6915	30.50865
24年	26.3655	31.282875	26.3655	31.8897
25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
26年	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735
27年	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395
28年	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055

29年	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715
30年	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375
31年	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035
32年	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695
33年	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355
34年	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015
35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	40.7619	47.709
37年	41.7663	47.709	41.7663	47.709
38年	42.7707	47.709	42.7707	47.709
39年	43.7751	47.709	43.7751	47.709
40年	44.7795	47.709	44.7795	47.709
41年	45.7839	47.709	45.7839	47.709
42年	46.7883	47.709	46.7883	47.709
43年	47.709	47.709	47.709	47.709
44年	47.709	47.709	47.709	47.709
45年	47.709	47.709	47.709	47.709
(備考)				
1 勤続期間中において役員としての在職期間がある場合には、第4条第1項の退職事由ごとの支給割合に 100 分の $10.4625 \times \text{役員の在職月数} \times \text{業績勘案率}$ により得られた数を合計したものを支給割合とする。				
2 役員の在職月数及び業績勘案率は、別に定めるところによる。				

別表 2

- | | |
|----|-------------------|
| 1. | 独立行政法人国立高等専門学校機構 |
| 2. | 国立研究開発法人防災科学技術研究所 |